

定 款

(令和06年06月27日改正)

株式会社 赤阪鐵工所

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社赤阪鐵工所と称する。

(本店及び工場所在地)

第 2 条 当社は、本店を東京都千代田区に置き、工場を静岡県焼津市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 内燃機関及びその部分品、付属品、舶用機器の設計、製造、修理及び販売
- (2) 各種機械器具部品の設計、製造、修理及び販売
- (3) 鋳造品、鍛鋼製品の製造及び販売
- (4) 燃料の製造及び販売
- (5) 動産、不動産の賃貸並びに管理
- (6) 前各号に附帯関連する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、320万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期・場所・招集者)

第 1 3 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に本店所在地、又は、工場所在地にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 1 5 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に支障あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(議決権の代理行使)

第 1 6 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名に委任して、その議決権を行使することができる。但し、議決権を行使するにあたっては、各株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。

(決議方法)

第 1 7 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(総会の議事録)

第 1 8 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、これを決議の日から 10 年間当会社に保存する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 1 9 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は 8 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は法令又は本定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行を決定する。

- 2 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集しこれに代る。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役並びに各監査役にこれを発するものとする。但し、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。また、各取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 4 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その取締役の過半数をもって行う。
- 5 当社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- 6 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印する。
- 7 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第 2 5 条 取締役の報酬等の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 2 6 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 2 7 条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第 2 8 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 2 9 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 3 0 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 監査役会は法令、又は本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

- 2 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役にこれを発するものとする。但し、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。また、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
- 3 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 4 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役が記名捺印する。
- 5 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は支払開始の日から満 3 カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

2 未払配当金については、利息を附さないものとする。